平成二十八年度における被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第三十七条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法附則第九十八条の規定（同法附則第一条第三号に掲げる改正規定を除く。）による改正前の国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第百五号。以下「なお効力を有する改正前昭和六十年国共済改正法」という。）附則第三十五条第一項に規定する俸給年額改定率については、なお効力を有する改正前昭和六十年国共済改正法附則別表第五を次のとおり読み替えて、なお効力を有する改正前昭和六十年国共済改正法の規定（他の法令において、引用し、準用し、又はその例による場合を含む。）を適用する。

昭和五年四月一日以前に生まれた者	一・二二一
昭和五年四月二日から昭和六年四月一日までの間に生まれた者	一・二三一
昭和六年四月二日から昭和七年四月一日までの間に生まれた者	一・二五七
昭和七年四月二日から昭和八年四月一日までの間に生まれた者	一・二六三
昭和八年四月二日から昭和十年四月一日までの間に生まれた者	一・二六三
昭和十年四月二日から昭和十一年四月一日までの間に生まれた者	一・二六九
昭和十一年四月二日から昭和十二年四月一日までの間に生まれた者	一・二七九
昭和十二年四月二日から昭和十三年四月一日までの間に生まれた者	一・二九〇
昭和十三年四月二日以後に生まれた者	一・二九一

附　則

この政令は、平成二十八年四月一日から施行する。

財務大臣　麻生　太郎
内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　麻生　太郎

地方公務員等共済組合法施行令及び被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律及び地方公務員等共済組合法及び被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律の施行に伴う地方公務員等共済組合法による長期給付等に関する経過措置に関する政令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十八年三月三十一日

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　麻生　太郎

政令第百三十一号

地方公務員等共済組合法施行令及び被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律及び地方公務員等共済組合法及び被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律の施行に伴う地方公務員等共済組合法による長期給付等に関する経過措置に関する政令の一部を改正する政令

内閣は、地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第百五十二号）及び関係法律の規定に基づき、この政令を制定する。

（地方公務員等共済組合法施行令の一部改正）

第一条　地方公務員等共済組合法施行令（昭和三十七年政令第三百五十二号）の一部を次のように改正する。

第二十五条の八第三項中「規定する退職をした日」の下に「の前日」を加える。

第二十五条の九第一項中「死亡した日」の下に「の前日」を加える。

第二十五条の十の次に次の一条を加える。

（公務障害年金算定基礎額の特例）

第二十五条の十の二　公務障害年金（法第七十六条第二号に規定する公務障害年金をいう。以下同じ。）（法第九十七条第三項の規定により支給するものに限る。）の額に係る公務障害年金算定基礎額（法第九十八条第一項に規定する公務障害年金算定基礎額をいう。次項において同じ。）を同条第二項の規定により計算する場合において、給付算定基礎額（法第七十七条第一項に規定する給付算定基礎額をいう。以下同じ。）を法第七十七条の規定により計算するときは、同条第一項中「退職等年金給付の給付事由が生じた日」とあるのは「障害認定日の」と、同条第三項中「退職等年金給付の給付事由が生じた日」とあるのは「第九十七条第一項に規定する障害認定日」と、「給付事由が生じた日」とあるのは「第九十七条第一項に規定する障害認定日」とする。

2　公務障害年金（法第九十七条第四項の規定により支給するものに限る。）の額に係る公務障害年金算定基礎額を法第九十八条第二項の規定により計算する場合において、給付算定基礎額を法第七十七条の規定により計算するときは、同条第一項中「退職等年金給付の給付事由が生じた日」とあるのは「第九十七条第四項に規定する基準公務傷病に係る障害認定日」と、「給付事由が生じた日」とあるのは「障害認定日の」と、同条第三項中「退職等年金給付の給付事由が生じた日」とあるのは「第九十七条第四項に規定する基準公務傷病に係る障害認定日」とする。

第二十五条の十二第一項中「（法第七十六条第二号に規定する公務障害年金をいう。以下同じ。）」を削る。

第四十四条の三中「（法第七十七条第一項に規定する給付算定基礎額をいう。第四十五条第三項において同じ。）」を削る。

（被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律及び地方公務員等共済組合法及び被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う地方公務員等共済組合法による長期給付等に関する経過措置に関する政令の一部改正）

第二条　被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律及び被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う地方公務員等共済組合法による長期給付等に関する経過措置に関する政令（平成二十七年政令第三百四十七号。以下「平成二十七年地共済経過措置政令」という。）の一部を次のように改正する。

第七条第一項の表改正前地共済法第百十一条第三項の項の次に次のように加える。

改正前地共済法第百四十条第一項	政令で定めるもの
改正前地共済法第百四十二条第二項の表第百四十条第一項の項	政令で定めるもの

地方公務員等共済組合法施行令第三十九条第一項に規定するもの	
地方公務員等共済組合法施行令第四十三条第七項に規定するもの	

第七条第一項の表改正前昭和六十年地共済改正法附則第十八条の項中「旧地共済施行日前期間（平成二十四年一元化法附則第四条第十二号に規定する旧地方公務員共済組合員等期間（に、「追加費用対象期間とを合算した期間」を「地共済組合員等期間」に改め、「以下」の下に「この条において」を加え、「旧地共済施行日前期間には」を「地共済組合員等期間には」に改め、同項の次に次のように加える。

改正前昭和六十年地共済改正法附則第十九条第一項	組合員期間は	旧地共済施行日前期間（平成二十四年一元化法附則第四条第十二号に規定する旧地方公務員共済組合員期間と平成二十四年一元化法附則第六十五条第一項に規定する追加費用対象期間とを合算した期間をいう。以下同じ。）は
	組合員期間には	旧地共済施行日前期間には